

# 第59期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

令和7年12月19日（金曜日）

午前10時

## 開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

当社栃木本社別館 6階会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

●株主の皆様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はいたしません。

社是 「自利利他」(自利トハ利他ヲイフ)



### 経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、

1. お客様の事業の成功条件を探求し、
2. これを強化するシステムを開発し、
3. その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

株 主 各 位

証券コード 9746

令和7年11月28日

(電子提供措置の開始日) 令和7年11月26日

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 飯塚 真規

## 第59期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の様子をご視聴いただけるようライブ配信いたします。詳細は、後記のご案内をご参照ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記のインターネット上の当社ウェブサイト「第59期定時株主総会招集ご通知」及び「第59期 定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tkc.jp/ir/calling/>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただき、銘柄名（TKC）又は証券コード（9746）を入力・検索して「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

## 記

1. 日 時 令和7年12月19日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地  
当社栃木本社別館 6階会議室  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第59期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
  2. 第59期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

#### 【招集にあたっての決定事項】

- ・ 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・ インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ 議決権行使書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社及び東証のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

#### 【その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について】

- ・ 次に掲げる事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。  
事業報告「6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」  
「7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」  
「8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」  
「9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項」
- ・ したがって、お送りする書面に記載の事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# ご案内

## 1. 議決権行使について

### 【株主総会ご出席による議決権行使】

議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

＜株主総会開催日時＞ 令和7年12月19日（金曜日）午前10時

### 【書面（郵送）による議決権の行使】

議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

＜議決権行使期限＞ 令和7年12月18日（木曜日）午後6時まで到着

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

電磁的方法にて当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスして行使いただけます。なお、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

＜議決権行使期限＞ 令和7年12月18日（木曜日）午後6時まで

(1) パソコンの場合（ログインID・仮パスワードを入力する方法）

議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力後、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンの場合（QRコード※を読み取る方法）

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、ログインID・仮パスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインいただけます。ログイン後は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

### 【議決権電子行使プラットフォームの利用について】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

## 2. ライブ配信の実施について

本総会では、株主総会当日の会場の様子をご視聴いただけるよう、インターネットを活用した「ライブ配信」を実施します。ライブ視聴を希望される場合は、以下に示す「ライブ視聴のご注意」の内容をご確認のうえ、事前にお申込みください。事前のお申込みやご視聴方法等につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会のライブ視聴の方法について」をご参照ください。

- (1)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、会社法上、株主総会にご出席の株主様が行うことができる質問や動議を行うことはできません。ご質問等は、当社ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。なお、お問い合わせに対する回答方法等は当社にご一任ください。
- (2)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、書面（郵送）又はインターネット等により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### <ライブ視聴のご注意>

- ◎ ライブ視聴にはインターネットに接続できる環境が必要となります。
- ◎ ライブ視聴で使用するインターネット通信機器類の調達及び利用料等、一切の費用については株主様のご負担といたします。
- ◎ ライブ映像や音声が乱れ、あるいは一時遮断されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎ ライブ画像の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの第三者への提供や公開・転載・複製、ログイン方法を第三者に伝えること等は固くお断りします。
- ◎ 視聴方法のお問い合わせにつきましては、株主の皆様にも等しくお応えすることが困難であることから対応できかねます。
- ◎ ライブ配信においては、質疑応答部分も含めて本総会の様子をすべて配信いたします。映像は、株主の皆様のお顔等が極力映らないよう、後方より撮影し、プライバシーに配慮いたしますが、やむを得ず株主様のお顔等が映りこむ場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主の皆様のご期待にお応えするため、每期適正な利益を持続的に確保しながら、配当性向（単体）について50%とすることを目処とする基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しており、第59期の中間配当は、取締役会決議により1株当たり50円といたしました。

第59期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

令和7年9月期の期末配当金は、令和7年8月8日に公表いたしました「令和7年9月期配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株当たり60円といたしたいと存じます。

当社普通株式1株につき60円		
その内訳	普通配当	50円
	特別配当	10円
配当総額		3,089,137,140円
配当性向（単体）		47.9%
（連結）		46.9%

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和7年12月22日といたしたいと存じます。

## 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,500,000,000円

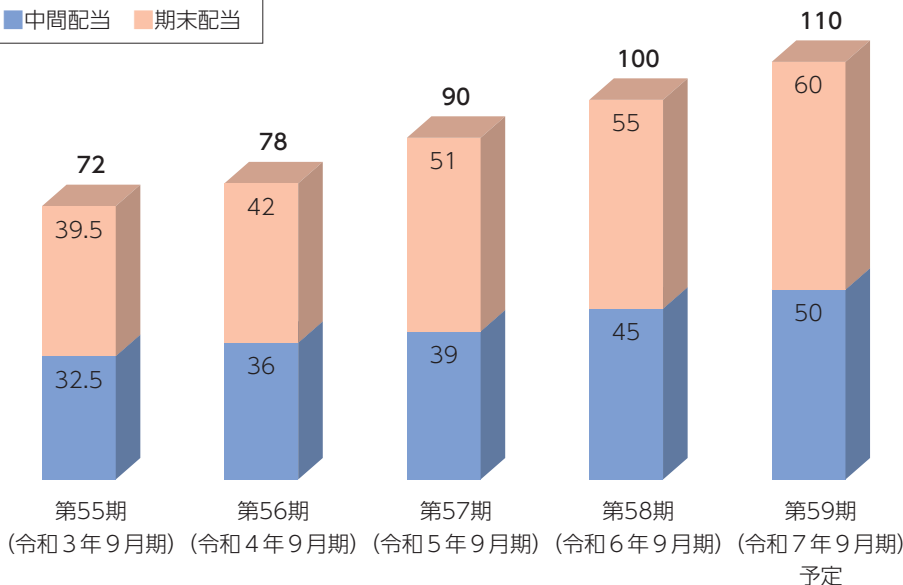
- (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,500,000,000円

### <ご参考>

#### 1株当たり配当金の推移

(単位：円)



(注) 当社は、令和3年4月1日付(第55期)で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記のグラフは、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり配当金」を算定しております。



## 第2号議案 取締役1名選任の件

現任の取締役の員数は8名であります。

経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者 中嶋芳典氏の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者の略歴等は次のとおりです。

候補者	なかじま <b>中嶋</b>	よしのり <b>芳典</b>	生年月日 昭和54年10月1日 所有する当社の株式数 一百株	新任
-----	-------------------	-------------------	-----------------------------------	----



### 略歴、当社における地位及び担当

平成26年 2月 当社入社  
平成26年 9月 公認会計士登録  
平成28年10月 当社Gプロジェクト推進部 部門長  
令和 6年10月 当社経営管理本部 副本部長  
令和 6年12月 当社執行役員 経営管理本部長（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

中嶋芳典氏は、公認会計士資格及び執行役員1年の経験を有しております。企業会計に関する高度な専門知識と実務経験により、当社の経営管理を適切に遂行できる幅広い知見を有しているため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
2. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

<ご参考>

本定時株主総会で第2号議案が承認された後の経営体制（予定）

氏名	当社における地位	特に期待する専門性・経験				
		企業経営 事業戦略	イノベーション 技術	マーケティング 営業	財務 会計 税務	法務 CG リスク管理
飯塚 真規	代表取締役	○	○	○		○
飛鷹 聡	代表取締役	○		○		○
川橋 郁夫	取締役	○	○	○		
伊藤 義久	取締役		○		○	
河本 健志	取締役		○			
中嶋 芳典	取締役				○	○
加藤 恵一郎	社外取締役	○			○	○
渥美 優子	社外取締役		○			○
加藤 隆	社外取締役	○	○			
五十嵐 康生	常勤監査役				○	○
岩井 康治	常勤監査役					○
妙中 茂樹	社外監査役	○			○	○
原田 伸宏	社外監査役	○			○	○

# 事業報告

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過およびその成果

#### 1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国7都市）によるコンピューター・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イン트라ネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

#### 2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、原材料価格の高騰や金利の変動、中東地域を巡る情勢不安や米国の通商政策などの影響はあったものの、国内の経済活動が活性化してきていることによって緩やかに景気の回復が続きました。このような経済環境において、当社グループは顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しま

した。

会計事務所事業部門では、T K C全国会との連携のもとで関与先企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援してまいりました。その結果、当社システムを利用する法人企業の黒字決算割合は57.0%に達しています。この数字は国税庁発表の全法人の黒字申告の割合(36.5%)を遙かに上回っています。さらに当社の財務会計システムである「F Xクラウドシリーズ」の業績管理機能(365日変動損益計算書、得意先・仕入先順位月報等)を毎月確認している企業の黒字割合は60%を超えていることを確認しています。こうしたエビデンスに基づいて、当社はT K C会員事務所による関与先指導の基本的方針を黒字決算割合と適正申告のさらなる向上に求め、その手段として巡回監査と月次決算の実施を奨励すると共に、関与先企業における業績管理ツールとしてF Xクラウドシリーズの活用を推進しています。

また、消費税インボイス制度の施行後、中小企業から大企業に至るまで経理部門の業務負担は増加したまま高止まりしています。その解決には経理業務の本格的なデジタル化が必要です。そのため当社ではデジタル庁がデジタルインボイスのデファクトスタンダードとして推奨している「ペポルインボイス」の送受信をはじめとして、証憑の発行・保管から日々の仕訳、毎月の試算表、決算書と税務申告書の作成、さらには電子申告・電子納税に至るまでをデジタルシームレスで一気通貫に行えるT K Cシステムのさらなる機能拡張と導入支援に取り組んでいます。

地方公共団体事業部門では、令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に定める標準仕様への適合格限(令和8年3月末)までに、すべての顧客市町村が標準準拠システムへの移行を完了できるよう、その支援に取り組んでいます。令和7年9月30日現在では、当初の計画どおり68団体の移行を完了しており、期限までにすべての顧客市町村において移行を完了できる見通しです。

これらの活動の結果、当期における株式会社T K Cとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が83,476百万円(前期比11.0%増)、営業利益は16,142百万円(同4.1%増)、経常利益は16,590百万円(同3.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は12,094百万円(同7.3%増)となりました。

なお、後述するとおり会計事務所事業部門において、固定費削減等により営業利益が売上高の前期比以上の伸びとなりました。その結果、当連結グループの営業利益と経常利益は12期連続、親会社株主に帰属する当期純利益は11期連続で最高益を更新しています。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

#### **(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移**

会計事務所事業部門における売上高は52,827百万円(前期比4.7%増)、営業利益は12,476百万円(同10.5%増)となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

① コンピューター・サービス売上高は、前期比5.1%増となりました。これは、「F Xクラウ

ドシリーズ」を新たに利用開始し、経理事務のデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む関与先企業が増加したこと、さらに税理士事務所向けにセキュリティを強化したスマートフォン「TKC-Phone」を利用し、自宅や外出先からリモートでTKCシステムを利用する会計事務所が増えたことで、クラウドサービスの利用量が増加したことなどによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比1.5%増となりました。これはペポルインボイスの送受信をはじめ証憑の電子保存や仕訳の自動生成、優良な電子帳簿の作成などをデジタルシームレスで一気に通貫に行える「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.5%増となりました。これは中堅企業向けの財務会計システム「FX4クラウド」の新規受注に伴う立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は前期比15.7%増となりました。これはMicrosoft社によるWindows10サポート終了を控え、関与先企業向けに「Windows11移行応援キャンペーン」を実施し、パソコンのリプレースが進んだことによります。
- ⑤ なお、営業利益が売上高の前期比より高い伸びとなった理由は、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が順調に伸びていること、さらに統合情報センターにおける印刷業務の処理移管に伴い、固定費が削減されたことによります。

## **(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移**

地方公共団体事業部門における売上高は27,565百万円（前期比26.7%増）、営業利益は3,513百万円（同14.5%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0%増となりました。これは、令和7年7月20日に実施された参議院選挙の入場券などの印刷・加工業務や、低所得者支援等に伴う各種通知書等の印刷・加工業務を受託したこと、また「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」や「かんたん窓口システム」等を新規に利用開始する団体が増加したことなどによるものです。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比5.5%減となりました。これは前期に受託した標準準拠システムへの移行に伴うシステム開発（要件定義、フィットギャップ分析、文字同定等）や、定額減税に伴う住民税システム改修業務などが今期はなかったことによるものです。なお、サブスクリプション型ソフトウェア利用料は、「TASKクラウド公会計システム」等の新規受託により順調に増加しています。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比238.1%増となりました。これは、令和7年9月末日までに顧客市町村68団体において、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ

の移行作業を計画どおりに完了したことによるものです。

- ④ ハードウェア売上高は、前期比106.9%増となりました。これは、標準準拠システムへの移行に伴い社内設置用サーバを導入する顧客が増加したことや、住基ネット関連のハードウェア機器の更改時期を迎える顧客が集中したことによるものです。
- ⑤ なお、増収減益となった理由は、標準準拠システムの提供開始に伴い、資産計上していたソフトウェアに係る減価償却費が増加したこと等によります。

### **(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移**

印刷事業部門における売上高は3,083百万円（前期比2.9%増）、営業利益は144百万円（同42.6%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス(以下、DPS)関連商品の売上高は、前期比10.8%増となりました。これは市区町村から令和6年10月に実施された衆議院選挙に係る通知業務をはじめとした新規業務を受注したことに加えて、共済組合等から通知書印刷業務を受注したこと、主要顧客から新たな販促DM作成業務や調査票（事業活動調査等）印刷業務を受注したことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比13.2%減となりました。これは、デジタル化の進展により顧客企業における伝票印刷業務の需要が減少傾向にあること、加えて令和6年10月から価格改定を実施したことを受けて令和6年9月に帳票・伝票類の駆け込み受注があった反動減によるものです。
- ③ 商業美術印刷(カタログ、書籍等)関連の売上高は、前期比0.4%減となりました。これは、カタログ・パンフレット等作成業務の受注が減少したことによります。
- ④ なお、営業利益が売上高の前期比より高い伸びとなった理由は、DPS関連商品の売上高が堅調に推移したこと、さらに、令和6年10月に価格改定(値上げ)を実施したことなどによります。

## **3. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績**

会計事務所事業部門では、TKC会員事務所とその関与先企業の持続的な発展を支援するため、TKC会員1万1,600名（令和7年9月末日現在）が組織するTKC全国会と密接に連携し、「黒字決算と適正申告」を実現可能とするシステムやサービスの開発に取り組んでいます。

また、これに関連して上場企業などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等に対しても各種クラウドサービスを提供しています。

### **(1) 「黒字決算と適正申告」の実現に向けた活動**

- ① TKC会員事務所による関与先企業の月次決算体制構築を支援

中小企業は、インフレや円安、それに伴う原材料費の高騰や賃上げへの圧力などにより、厳し

い経営環境に置かれています。そのような中でT K C会員事務所による関与先企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援するために、以下の活動を展開しています。

1) 「F Xクラウドシリーズ」には経営者の戦略的な意思決定を支援するため、365日変動損益計算書や予実管理、部門別管理、資金繰り実績表、得意先・仕入先順位月報、当期決算の先行き管理等の「経営戦略レベル」の機能を搭載しています。経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、スマートデバイス向けアプリ「スマホで経費」を提供して、関与先企業の営業担当者による経費精算の手間の軽減と電子化された証憑をもとに経理担当者による仕訳計上の効率化を支援しています。また、電子取引データやペポルインボイスから自動的に仕訳を生成する「証憑保存機能」や、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」などの活用も支援しています。

こうした活動の結果、令和7年9月末日現在で財務会計システム「F Xシリーズ」の利用企業数は32万7,000社となりました。

なお、現在「F Xシリーズ」におけるクラウド版の利用割合は約44%の状況です。そのためスタンドアロン版のサポート期限を令和12年末に設定し、向こう5年間でクラウド版への切り替えを進めています。それによりクラウド版システムに開発資源を集中し、システム開発の速度をさらに向上させる計画です。

2) 令和6年11月より会計事務所による月次巡回監査の終了時に関与先企業経営者のメールアドレスに月次決算の業績速報を配信する「月次決算速報サービス」を提供開始しました。これにより経営者は月次決算の結果をスマートフォンで迅速に確認可能となります。また、会計事務所は当サービスを経営助言や経営者とのコミュニケーションを強化するツールとして活用することが可能です。この「月次決算速報サービス」は大変好評で、利用企業数は昨年11月の提供開始から10カ月で1万6,000社を超えました。

#### ②適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、T K C会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の取引データについて、遡及的な訂正加除の処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、金融機関などが客観的に会計帳簿の信頼性を判断する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、T K C会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。T K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。コンプライアンス違反倒産が増加している昨今、「記帳適時性証明書」の重要性は今後ますます高ま

っていくものと考えています。

#### ③「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」の推進

「TKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）」は、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて、TKC会員事務所が当該関与先の決算書、税務申告書などを、国税の電子申告と同時に、金融機関に対して開示するための無償のクラウドサービスです。

当社はMISで送付される以下の3つの資料により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

1)TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2)会社法第432条が定める帳簿作成の適時性と、決算書と申告書の連動性（一体性）を、株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

3)日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、MISは令和7年9月末日現在で498金融機関に採用されており、その利用関与先件数は36万件を突破しました。

MISは、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（a.法人と個人の取引を適正に区分経理、b.一定以上の財務基盤の保持、c.財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。

#### ④「TKCファストリンク」の提供

TKC全国会と株式会社日本政策金融公庫との連携による融資スキーム「TKCファストリンク」が令和7年9月に提供開始されました。このスキームは、TKC財務会計システムで経理処理を行い、かつTKC会員事務所が月次巡回監査で信頼性を確認した決算書がMIS経由で金融機関に提出されている場合に、融資のデフォルト率が大幅に抑制され、信用リスクも顕著に低いことが実証されたことから実現したものです。当スキームの実現により、融資の申込から概ね5営業日以内（創業は7営業日以内）に融資判断がなされています。それによりサービス開始から1カ月間で100件を超える融資決定が行われています。

#### ⑤会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、令和7年9月末日までに360件の新規会員増強の目標を掲げていました。この実現に向けてTKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携を強化し、会員増強活動に取り組んだ結果、年間364件の新規入会があり目標を達成しました。

### (2) 大企業市場への展開

当社は、連結会計システム（平成11年）及び連結納税システム（平成15年）の開発を転機として、上場企業を中心とした大企業向けの営業を展開することになりました。ただしこの事業はすべてTKC全国会との共同事業として行っており、その目的は、大企業の税務・会計業務のコ



ンプライアンスの向上と事務の合理化に貢献するとともに、これらの大企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とすることを究極の目標としています。

#### ① デジタルインボイスへの対応

令和5年8月に当社はデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約170の協議会加盟会社とともに、デジタルインボイスの普及活動に取り組みました。令和7年8月には、金沢国税局や日本公認会計士協会千葉会が主催した研修会で、EIPAとしてデジタルインボイスの講演を担当し、9月には幕張メッセで開催されたRXJapan社主催総務・人事・経理Week「トレンドセミナー」にて「事業者のデジタル化の促進」をテーマに国税庁とともにEIPAとして講演しました。あわせて7月からオンラインセミナー「EUにおけるデジタルインボイス(e-invoice)の最新動向」を配信し、300名を超える申し込みを受け付けています。

当社は今後もデジタルインボイスの普及に取り組んでいきます。

#### ② 新リース会計基準対応に関する情報発信

令和6年9月13日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表され、上場企業は令和9年4月から強制適用されることになりました。当社では適用準備の段階から財務諸表への影響額を把握できるようにするために「改正リース会計基準の影響額試算ツール」を開発し、令和7年1月から当社システムを利用する上場企業に提供開始しました。当ツールは経営者等への報告資料作成時の基礎資料としても利用できるため、多くのユーザー企業から高い評価を得ており、令和7年9月にはダウンロード数が650件を突破しました。また、令和7年9月からオンラインセミナー「TKC新リース会計基準対応セミナー」を配信し、1,000名を超える申し込みを受け付けています。

#### ③ 大企業市場でのシェア拡大

当社が提供する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の市場からの評価は高く、グループ通算制度を採用する多くの企業に利用されています。令和7年9月末日現在で約2万社あるといわれる資本金1億円超の企業の約46%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」や「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和7年9月末日現在で約6,000企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは44%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち94社(94%)が当社のシステムを利用して税務（電子）申告しています。

### (3) 法律情報データベースの市場拡大

当社は、税務判例データベースの構築という税理士事務所を支援するために開始した事業が各

方面から注目されたことにより、今日ではわが国の法曹界、大学等のアカデミック市場、企業法務部門、官公庁・自治体、さらには海外の機関や大学などを対象に広く法律情報サービスを提供するに至っています。以下は昨今の業況です。

#### ①「TKCローブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（35万7,000件超）を誇る法律情報データベース「TKCローブラリー」を提供しています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌と専門書籍および関連する付加情報を網羅するとともに、常時ライブラリーのコンテンツの拡充を図っています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などでの利用が進み、令和7年9月末日現在、約2万7,500の諸機関で7万IDの登録に至っています。

#### ②アカデミック市場への展開

当社が提供する「TKC法科大学院教育研究支援システム」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。令和7年度の契約でも160を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対し、TKC全国统一模試の実施により、司法試験への対応も支援しています。令和7年TKC全国统一模試の受験者数は2,600名を超えており、令和7年司法試験受験者4,000名の65%に達しています。なお、今後、法務省は令和8年からCBT試験（Computer Based Testing）への移行を予定しています。そこで令和7年7月以降、当社は「TKCデジタルテスト」導入による環境整備などを進めており、大学へのCBT試験サービス提供とさらなる受験者数の拡大を目指しています。今後も業界1位の受験数を誇るスタンダード模試としてサービスの充実をはかります。

## 4. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、地方公共団体に専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「TKC行政クラウドサービス」は、令和7年9月末日現在で1,150団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

### （1）地方公共団体情報システム標準化への対応

地方公共団体は、デジタル庁および所管省庁が定めた標準準拠システムの利用が義務付けられ、ガバメントクラウド環境での利用が努力義務とされました。当社では、令和6年12月23

日に栃木県真岡市、2団体目として令和7年1月14日に埼玉県美里町において、ガバメントクラウド環境での標準準拠システムへの移行が完了し、ガバメントクラウド環境で順調に稼働しています。令和7年9月末日現在、当社の基幹業務システムは164団体に採用され、当期末までに68団体がガバメントクラウド環境での本稼働を完了しました。残る顧客も移行期限である令和7年度末までに移行完了する予定です。

## **(2) 行政サービスのデジタル化支援**

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を開発・提供しています。

当期においては、「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」の標準仕様への適合のための機能強化を進めました。その結果、令和7年9月末日現在、「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む65団体以上、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は120団体以上、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は190団体以上、「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」は280団体以上に採用されています。

## **(3) 地方税務手続きのデジタル化支援**

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）審査システムをクラウド方式で提供しています。さらに、審査システムと各市区町村の税務システムを接続する独自の「データ連携サービス」を開発・提供しています。本サービスの推進に当たっては、約50社のパートナー企業とアライアンス契約を締結し、提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和7年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。また、令和8年度より開始される公金納付のデジタル化に向けてプロジェクトを編成し、システム開発を進めるとともに顧客団体向けに説明会を実施するなど対応準備を進めています。

## **(4) 内部事務のデジタル化支援**

当社は、地方公会計一体型の財務会計システム「T A S Kクラウド公会計システム」およびその関連システムを開発・提供しています。

当期は、電子決裁システムなどの関連システムの機能強化に加え、関連サービスである文書管理システム、人事給与システムのリニューアルに取り組みました。また、兵庫県多可町と共同で、市区町村における「ペポルインボイス」の活用による業務効率化に関する実証実験をし、内部事務の効率化などで有効性を確認しました。

これらの結果、「T A S Kクラウド公会計システム」は令和7年9月末日現在で400団体以上に採用されています。

## 5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社T L Pでは、会計事務所事業部門の統合情報センターで使用するT K Cコンピュータ用連続帳票や地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスにおける税務関係帳票等の印刷・印字をはじめ、当社顧客に提供する印刷物等を手掛けています。また、一般企業および官公庁、市区町村等に対しては、D P Sやビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

D P S分野では、一般企業へのDM印刷サービス、調査会社への調査票印刷サービス、および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたビジネスプロセスアウトソーシングサービス（B P O）を提供しています。特に、QRコードの活用によりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。市区町村に対しては、各種税務関係帳票や投票所入場券などの住民に対する通知業務を支援しています。また、音声コードUni-Voice（特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会提供）を採用することで、二次元コードをスマートフォンで読み込むことにより印刷された文字情報を音声として聞き取ることが可能となります。D P S分野では、こうした付加価値の高いサービスの提供に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は健在であり、フォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物をタイムリーに提供するなどの支援をしています。

なお、株式会社T L Pは、独占禁止法に基づき公正取引委員会による排除措置命令の対象となった入札談合により、既に徴収済の違約金によってもなお補填されない損害が残存するとして、日本年金機構から令和5年10月3日付で損害賠償請求訴訟を提起され係争しておりましたが、令和7年1月29日付で和解が成立しました。

## 1-2. 対処すべき課題

当社グループの次年度業績の見通しは、売上高は85,500百万円を予想しており、営業利益は16,600百万円、経常利益は17,100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,150百万円を見込んでいます。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門は、圧倒的なスピード感をもって顧客に有益な情報を提供するとともに、最新のクラウド技術の活用と法令に完全準拠したシステムの開発・提供によって、顧客の業務生産性と付加価値向上を支援します。また、TKC全国会との連携により「会計で会社を強くする」活動と「黒字決算と適正申告の実現」に取り組めます。

次期における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

- ① F Xクラウドシリーズの推進による「黒字決算と適正申告」の実現
- ② 「月次決算速報サービス」の普及促進による月次決算実践支援
- ③ 「ペポルインボイス」の普及促進によるデジタルシームレスの実現
- ④ 「TKCモニタリング情報サービス」の普及促進による金融機関との連携強化
- ⑤ TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携による会員導入活動の強化
- ⑥ 「TKC連結グループソリューション」の強化・拡充による大企業の税務・会計業務の合理化
- ⑦ 「TKCローライブラリー」の利用拡大とアカデミック市場におけるDX推進

### 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門は、令和8年3月末日までに、国が定める標準仕様に準拠する「標準準拠システム」への移行を完遂する計画を策定しています。それにより導入作業費などの一時的な売り上げが集中することから、第59期に続いて第60期も業績の大幅な伸びを見込んでいます。

また、地方公共団体は、デジタル技術を徹底的に活用した業務改革による「効率的な行政運営」と「住民生活の利便性向上」が求められており、システム標準化移行後はこの流れがさらに加速すると予想されています。当社では、こうした変化を機会と捉え、最新技術を活用したイノベーションを創発し新たな顧客価値を創造するとともに、サポート体制を充実させ、標準化移行完了後もさらなる成長につなげてまいります。

### 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門においては、DPS業務やBPO業務に経営資源を集中し、顧客の課題を解決するコミュニケーション実現に向けた新製品・サービスの開発に取り組めます。併せて製品・サービスのさらなる品質と付加価値の向上、特に、QRコードをはじめとするデジタル技術の印刷物への活用に努め、販路を拡大します。

また、地方公共団体情報システム標準化を事業拡大の機会と捉え、これに対応した生産設備の充実と生産体制の強化を図り、来春以降の納税通知書等印刷業務の完遂に取り組みます。

なお、令和4年10月3日付で取得したFSC森林認証（COC認証）の制度を生かし、お客さまの「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）」への対応を支援します（FSC-C182216）。

#### 4. 全社の対処すべき課題

##### （1）システム開発におけるAIの活用

当社の顧客である会計事務所と地方公共団体は、法制度の改正や少子高齢化社会といった外部環境の変化により様々な課題に直面しています。当社がかねてより、AIの積極的な活用とその知識やスキルを有する人材の育成に取り組み、顧客が抱える課題解決を支援するためのシステムを提供してまいりました。今後は、宇都宮大学とのAI活用の共同研究やプログラミングにおける生成AIの活用などにも取り組み、さらに付加価値の高いシステムを提供できるようにシステム開発体制を強化してまいります。

##### （2）サイバーセキュリティ対策の強化

当社は、会計事務所や企業、地方公共団体、金融機関、大学、法律事務所など、80万件超のお客さまにクラウドサービスを提供しています。自社データセンターを基盤に、創業60年で培ったノウハウを活かし、社員が24時間365日体制で稼働状況を監視し、運用面でも万全を期しています。近年、サイバー攻撃により被害を受ける企業が増加しております。当社においては、「安全・安心・便利」なデータセンター運営を維持するため、社員教育の徹底や積極的な設備投資により、サイバーセキュリティ対策を一層強化しています。

##### （3）持続的な成長と中長期における企業価値の向上のための取り組み

少子高齢化により人材確保は企業の重要課題となり、働き方の多様化への対応も求められています。当社は創業以来、「最大の財産は従業員」という理念のもと、人材育成、待遇改善、職場環境整備に努めてきました。今後は、優秀な人材の確保・育成を強化し、人的資本経営や資本効率の向上、株価を意識した経営を推進します。これらの取り組みにより、企業価値を高め、中長期的な成長を確かなものにします。

#### 1-3. 資金調達等についての状況

##### ① 資金調達の状況

該当事項はありません。

##### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**  
該当事項はありません。
- ④ **他の会社の事業の譲受けの状況**  
該当事項はありません。
- ⑤ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**  
該当事項はありません。
- ⑥ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**  
該当事項はありません。

## 1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 令和 4 年 9 月期	第 57 期 令和 5 年 9 月期	第 58 期 令和 6 年 9 月期	第 59 期 令和 7 年 9 月期
売 上 高	67,838百万円	71,915百万円	75,219百万円	83,476百万円
経 常 利 益	13,677百万円	14,772百万円	16,035百万円	16,590百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,317百万円	10,826百万円	11,274百万円	12,094百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	177円62銭	206円54銭	216円21銭	234円31銭
総 資 産	109,225百万円	116,356百万円	124,882百万円	129,817百万円
純 資 産	87,325百万円	95,308百万円	102,176百万円	108,497百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 令和 4 年 9 月期	第 57 期 令和 5 年 9 月期	第 58 期 令和 6 年 9 月期	第 59 期 令和 7 年 9 月期
売 上 高	63,570百万円	67,660百万円	70,990百万円	78,896百万円
経 常 利 益	13,290百万円	14,057百万円	15,752百万円	16,176百万円
当 期 純 利 益	9,076百万円	10,334百万円	11,171百万円	11,853百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	173円04銭	197円15銭	214円23銭	229円64銭
総 資 産	100,776百万円	107,401百万円	116,040百万円	120,748百万円
純 資 産	83,993百万円	91,288百万円	97,910百万円	103,735百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。



## 1-5. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	データ・プリント・サービス、ビジネスフォーム企画・印刷・販売
T K C 保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社 スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
T K C カスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

### ③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社5社であります。
2. 当期の売上高は83,476百万円（前期比11.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,094百万円（前期比7.3%増）であります。

## 1-6. 主要な借入先及び借入額（令和7年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 1-7. 主要な事業内容（令和7年9月30日現在）

事業内容	主要サービス・商品	売上高比率
情報処理サービス	1. TKC統合情報センターによるコンピューター・サービス ① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス ② データストレージ・サービス ③ ダウンロード・サービス 2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス ① インターネット・サービス ② イントラネット・サービス ③ クラウド・コンピューティング・サービス ④ データベース・サービス ⑤ データストレージ・サービス ⑥ データバックアップ・サービス ⑦ データセキュリティー・サービス	35.7%
ソフトウェア及びコンサルティング・サービス	1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス 2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供 3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス 4. データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス 5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス	46.6%
事務代行及び仲介サービス	1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務 2. 損害保険代理業 3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務	6.5%
オフィス機器販売	当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売	10.1%
サプライ販売	TKCコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売	1.1%

## 1-8. 主要な営業所（令和7年9月30日現在）

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（7拠点）	北海道	北海道札幌市
	東北（注）	宮城県仙台市
	栃木	栃木県宇都宮市
	東京	東京都練馬区
	中部	愛知県春日井市
	関西	大阪府茨木市
	九州	福岡県古賀市
統括センター（7拠点）	北日本	宮城県仙台市
	関東信越	埼玉県さいたま市
	首都圏	東京都新宿区
	東海北陸	愛知県名古屋市
	近畿	大阪府大阪市
	中四国	岡山県岡山市
	九州	福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

（注）東京統合情報センターへの業務移管を完了し、令和7年10月をもって閉鎖いたしました。

## 1-9. 使用人の状況（令和7年9月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減（△）
会計事務所事業	1,626名	1,627名	1名
地方公共団体事業	670名	689名	19名
印刷事業	213名	219名	6名
全社（共通）	413名	429名	16名
合計	2,922名	2,964名	42名

- （注） 1. 使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。  
2. 全社（共通）として記載した数は、管理部門に所属している使用人の数であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,458名	30名増	40歳4か月	17年1か月

- （注） 使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (令和7年9月30日現在)

2-1. 発行可能株式総数 120,000,000株

2-2. 発行済株式の総数 52,301,466株

2-3. 株主数 9,738名

### 2-4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人飯塚毅育英会	75,170百株	14.6%
大同生命保険株式会社	47,964百株	9.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,232百株	8.8%
公益財団法人租税資料館	30,930百株	6.0%
T K C グループ社員持株会	30,400百株	5.9%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	18,943百株	3.7%
飯塚真玄	14,626百株	2.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,019百株	2.1%
東京海上日動火災保険株式会社	10,662百株	2.1%
損害保険ジャパン株式会社	9,572百株	1.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式815,847株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式196,700株を含めておりません。

#### 2-5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 2-6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 3-1. 当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

#### 3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の状況（令和7年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	飯塚まさのり いづか まさ のり	社長執行役員 会計事務所事業部長	・TKCカスタマーサポート サービス株式会社代表取締役社長
代表取締役	飛鷹さとし ひたか さとし	専務執行役員 地方公共団体事業部長	・TKC保安サービス株式会社 代表取締役社長
取締役	かわはし いく お夫 川 橋 郁 夫	専務執行役員 株式会社スカイコム担当	・株式会社スカイコム 代表取締役社長
取締役	伊藤よしひさ いとう よし ひさ	常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	
取締役	かわもと たけ し志 河 本 健 志	執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	
社外取締役	かとう けい いち ろう 加藤 恵 一 郎		・税理士法人加藤会計事務所 代表社員 ・加藤恵一郎公認会計士事務所所長
社外取締役	あつみ ゆう こ子 渥 美 優 子		・Kollect/パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 ・株式会社Synspective社外取締役 ・株式会社エフサウィザーズ 社外監査役
社外取締役	かとう たかし 加藤 隆		
常勤監査役	いがらし やす お生 五十嵐 康 生		・TKC保安サービス株式会社 監査役 ・TKCカスタマーサポート サービス株式会社監査役
常勤監査役	いわい こう じ治 岩 井 康 治		
社外監査役	たえなか しげ き樹 妙 中 茂 樹		・税理士法人たえなか代表社員 ・妙中茂樹公認会計士事務所所長 ・株式会社デンキョーグループホール ディングス社外監査役
社外監査役	はらだ のぶ ひろ宏 原 田 伸 宏		・原田公認会計士・税理士事務所所長 ・有限会社ビジネスブレイン原田会計 代表取締役 ・株式会社ビジネスサポート原田会計 代表取締役

- (注) 1. 渥美優子氏は、婚姻により菊地姓となりましたが旧姓の渥美で業務を執行しております。
2. 監査役妙中茂樹氏及び監査役原田伸宏は公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役加藤恵一郎氏、取締役渥美優子氏及び取締役加藤隆氏ならびに監査役妙中茂樹氏及び監査役原田伸宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

#### 4-3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

#### 4-4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

##### (1) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数
		金銭報酬	株式報酬 (B I P 信託)	
取締役 (社外取締役を除く。)	208	191	17	6名
監査役 (社外監査役を除く。)	30	30	—	3名
社外取締役	28	28	—	5名
社外監査役	19	19	—	3名
合計	287	270	17	17名

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は3名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であり、取締役・監査役の合計は12名であります。上記の取締役・監査役の支給人員の合計17名と相違する理由は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会終結の時をもちまして退任した取締役1名、監査役1名、社外取締役2名、社外監査役1名が含まれていることによります。



2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、8名です。また、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

なお、令和7年2月13日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P信託）を継続することを決定しております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

4. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役5名に付与した株式報酬制度（役員報酬B I P信託）による報酬額が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役等の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。

5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ① 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（BIP信託）」で構成されます。

### ② 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（BIP信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条及び第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬及び株式報酬、監査役の金銭報酬、ならびに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注）令和7年2月13日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（BIP信託）を継続することを決定しております。

### ③ 役員報酬の決定に関する方針

#### 1) 執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

- ・ T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比の成長。
- ・ T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債及び純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

- b) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。
- c) 上記b)に加え、役員改選後の重任時に上記a)b)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。
- d) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。
- 2) 執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針
- a) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。
- b) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。
- 3) 監査役の報酬に関する方針
- a) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。
- b) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。
- 4) 取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針
- a) 取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。
- b) 取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬及び株式報酬で構成します。
- c) 執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。
- ・ 担当部門の業績達成状況。
  - ・ 本人によるマーケティング又はイノベーションの成果。
  - ・ 担当業務の専門性及び本人の部門業績改善への貢献度。
  - ・ 役位及び当該役位における在任年数。
- なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合及び重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。
- ④ 役員報酬の決定方法
- 当社は、取締役の報酬に関して、委員長及び委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- 1)取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- 2)取締役及び役付執行役員の選解任
- 3)取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- 4)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- 5)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- 6)子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- 7)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

#### ⑤ 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（B I P 信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高及び経常利益が増収増益で終了したこと、及び第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益及び経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

#### ⑥ 算定方法

$$\text{ポイント} = (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{限界利益額の前年対比比率}) \\ + (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{経常利益額の前年対比比率})$$

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（B I P 信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60%に設定しています。

※3：限界利益及び経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

※4：当事業年度における限界利益額の前年対比比率は106.4%、経常利益額の前年対比比率は102.7%です。

#### 4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4-6. 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	加 藤 恵 一 郎	税理士法人加藤会計事務所 加藤恵一郎公認会計士事務所	代表社員 所長
取 締 役	渥 美 優 子	Kollectパートナーズ法律事務所 株式会社Synspective 株式会社エクサウィザーズ	パートナー弁護士 社外取締役 社外監査役
取 締 役	加 藤 隆	—	—
監 査 役	妙 中 茂 樹	税理士法人たえなか 妙中茂樹公認会計士事務所 株式会社デンキョーグループホールディングス	代表社員 所長 社外監査役
監 査 役	原 田 伸 宏	原田公認会計士・税理士事務所 有限会社ビジネスブレイン原田会計 株式会社ビジネスサポート原田会計	所長 代表取締役 代表取締役

- (注) 1. 税理士法人加藤会計事務所及び加藤恵一郎公認会計士事務所と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
2. Kollectパートナーズ法律事務所、株式会社Synspective及び株式会社エクサウィザーズと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
3. 税理士法人たえなか、妙中茂樹公認会計士事務所及び株式会社デンキョーグループホールディングスと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
4. 原田公認会計士・税理士事務所、有限会社ビジネスブレイン原田会計及び株式会社ビジネスサポート原田会計と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

##### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③ 各社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席回数		発言状況及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
加藤 恵一郎	取締役	13回/13回	—	T K C全国会の事業目的の実現に向けた運動について、T K C全国会の副会長としての経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地の助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
渥美 優子	取締役	10回/10回	—	弁護士および他社における社外取締役としての豊富な実務経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地から助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
加藤 隆	取締役	10回/10回	—	地方税共同機構の理事長として地方税の電子化推進に携わった実績と地方行政システム等に関する高い知見に基づいて、客観的・独立的な見地の助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏名	地位	出席回数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
妙中茂樹	監査役	13回/13回	5回/5回	社外監査役として多くの企業に携わり培ってきた取締役監査の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会にて、当社のコンプライアンス向上のため適宜、必要な発言を行っております。
原田伸宏	監査役	10回/10回	4回/4回	公認会計士・税理士・会計参与として多くの企業の経営支援に携わった経験と知見に基づいて、客観的・独立的な見地の助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会にて、当社のコンプライアンス向上のため適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役渥美優子氏は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。就任日の令和7年12月20日から令和7年9月30日までの間における取締役会の開催回数は10回です。
2. 取締役加藤隆氏は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。就任日の令和7年12月20日から令和7年9月30日までの間における取締役会の開催回数は10回です。
3. 監査役原田伸宏氏は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。就任日の令和7年12月20日から令和7年9月30日までの間における取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は4回です。

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 5-6. 当事業年度に係る報酬等の額 47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。



### 5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として11百万円を支払っております。

### 5-8. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

### 5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(令和7年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>46,239</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,753</b>
現金及び預金	31,643	買掛金	3,199
売掛金	11,109	リース負債	6
契約資産	483	未払金	2,086
リース投資資産	6	未払法人税等	2,431
商品	243	未払事業所税	64
材料及び貯蔵品	106	未払消費税	1,039
前払費用	1,187	契約負債	1,390
未収入金	31	前受り金	369
その他の現金	1,455	賞与引当金	241
貸倒引当金	△28	工事損失引当金	4,850
<b>固定資産</b>	<b>74,508</b>	設備未払金	2
<b>有形固定資産</b>	<b>14,700</b>	固定負債	<b>1,258</b>
建物	6,193	リース負債	1
構築物	144	退職給付引当金	378
車両運搬具	3	株式給付引当金	381
工具、器具及び備品	1,763	保証損失引当金	3
土地	6,595	その他の	493
<b>無形固定資産</b>	<b>7,193</b>	<b>負債合計</b>	<b>17,012</b>
ソフトウェア	6,537	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	635	<b>株主資本</b>	<b>98,517</b>
電話加入権	20	資本	5,700
その他の	0	資本剰余金	5,409
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,614</b>	資本準備金	5,409
投資有価証券	20,782	利益剰余金	90,469
関係会社株	1,289	利益準備金	688
出資	0	その他利益剰余金	89,780
長期前払費用	8	別途積立金	82,157
長期延税資産	1,587	繰越利益剰余金	7,623
長期預金	5,866	自己株	△3,060
長期入保証券	21,500	<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,218</b>
長期リース投資資産	1,478	その他有価証券評価差額金	5,218
長期リース投資資産	1	<b>純資産合計</b>	<b>103,735</b>
貸倒引当金	107	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>120,748</b>
貸倒引当金	△6		
<b>資産合計</b>	<b>120,748</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		78,896
売上原価		24,659
売上総利益		54,237
販売費及び一般管理費		38,735
営業利益		15,501
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	491	
受取地代家賃	155	
助成金収入	8	
その他	48	775
営業外費用		
賃貸料原価	99	
その他	0	100
経常利益		16,176
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	127	130
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	33	
投資有価証券評価損	10	
投資有価証券償還損	12	71
税引前当期純利益		16,236
法人税、住民税及び事業税	4,857	
法人税等調整額	△475	4,382
当期純利益		11,853

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,700	5,409	0	5,409	688	77,157	9,055	86,901	△2,606	95,404
当期変動額										
別途積立金の積立						5,000	△5,000	－		－
剰余金の配当							△5,453	△5,453		△5,453
当期純利益							11,853	11,853		11,853
自己株式の取得									△3,301	△3,301
自己株式の処分			0	0					14	14
自己株式の消却			△0	△0			△2,832	△2,832	2,832	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	5,000	△1,432	3,567	△454	3,112
当期末残高	5,700	5,409	－	5,409	688	82,157	7,623	90,469	△3,060	98,517

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	2,505	2,505	97,910
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△5,453
当期純利益			11,853
自己株式の取得			△3,301
自己株式の処分			14
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,712	2,712	2,712
当期変動額合計	2,712	2,712	5,825
当期末残高	5,218	5,218	103,735

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券  
償却原価法
- (3) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウエア
    - 1)市場販売目的のソフトウエア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2)自社利用のソフトウエア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法

- ② その他  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

##### (5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

##### (6) 保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

(1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3) コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

#### **6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項**

グループ通算制度を適用しております。

## **II 会計方針の変更に関する注記**

### **1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用**

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## **III 会計上の見積りに関する注記**

連結注記表「III 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。



#### IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,733百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	37百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	486百万円

#### V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	110百万円
(2) 仕入高	3,268百万円
(3) 営業費用	2,845百万円
(4) 営業取引以外	126百万円

#### VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (百株)	当事業年度増加 株式数 (百株)	当事業年度減少 株式数 (百株)	当事業年度末の 株式数 (百株)
普通株式	10,192	8,654	8,721	10,125

- (注) 1. 普通株式の自己株式における株式数8,654百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得8,650百株、単元未満株式の買取り4百株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数8,721百株の減少は、自己株式の消却8,650百株、役員報酬B I P信託による給付71百株、単元未満株式の売渡し0百株であります。
3. 自己株式の当事業年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,967百株を含めております。

## Ⅶ 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

ソフトウェア制作費等	3,986百万円
賞与引当金	1,479百万円
退職給付引当金	118百万円
退職給付信託	1,944百万円
未払事業税	155百万円
投資有価証券評価損	212百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	207百万円
資産除去債務	108百万円
減損損失	90百万円
株式給付引当金	119百万円
その他	396百万円
小計	8,819百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△546百万円
評価性引当額小計	△546百万円
繰延税金資産合計	8,273百万円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	30百万円
その他有価証券評価差額金	2,376百万円
繰延税金負債合計	2,406百万円
繰延税金資産の純額	5,866百万円

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が112百万円増加し、法人税等調整額が180百万円、その他有価証券評価差額金が68百万円、それぞれ減少しております。

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人 加藤会計事 務所 (注)2	北海道 札幌市	7	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注)1	25	売掛金	2
	税理士法人 たえなか (注)3	大阪府 大阪市	9	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注)1	14	売掛金	1
役員	原田 伸宏	—	—	税理士	(被所有) 直接(0.0)	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注)1	28	売掛金	4

- (注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
2. 当社取締役加藤恵一郎氏の共同設立法人であります。
3. 当社監査役妙中茂樹氏の共同設立法人であります。

## Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,022円57銭
2. 1株当たり当期純利益	229円64銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式を含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、196,700株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、198,648株であります。

## X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XI 収益認識に関する注記

連結注記表「Ⅸ 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和7年11月12日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結貸借対照表

(令和7年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,513</b>	<b>流動負債</b>	<b>18,349</b>
現金及び預金	36,880	買掛金	3,326
受取手形	9	電子記録債務	926
売掛金	11,749	リース債務	96
契約資産	483	未払金	2,428
リース投資資産	6	未払法人税等	2,584
商品及び製品	468	未払消費税等	1,140
仕掛品	55	契約負債	1,390
原材料及び貯蔵品	160	賞与引当金	5,310
その他	2,729	工事損失引当金	2
貸倒引当金	△28	その他	1,144
<b>固定資産</b>	<b>77,303</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,971</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,973</b>	リース債務	148
建物及び構築物	7,204	退職給付に係る負債	1,876
機械装置及び運搬具	831	株式給付引当金	381
工具、器具及び備品	1,832	保証損失引当金	3
土地	6,873	その他	561
リース資産	214		
その他	16		
<b>無形固定資産</b>	<b>7,384</b>	<b>負債合計</b>	<b>21,320</b>
ソフトウェア	6,724	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	635	<b>株主資本</b>	<b>103,872</b>
その他	24	資本金	5,700
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,945</b>	資本剰余金	6,286
投資有価証券	21,075	利益剰余金	94,947
関係会社株式	120	自己株式	△3,060
長期貸付金	8	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,624</b>
繰延税金資産	6,752	その他有価証券評価差額金	5,288
長期預金	21,700	退職給付に係る調整累計額	△664
差入保証金	1,593	<b>純資産合計</b>	<b>108,497</b>
長期リース投資資産	1	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>129,817</b>
その他	1,701		
貸倒引当金	△6		
<b>資産合計</b>	<b>129,817</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		83,476
売上原価		26,869
売上総利益		56,606
販売費及び一般管理費		40,464
営業利益		16,142
営業外収益		
受取利息	79	
受取配当金	311	
受取地家賃	37	
助成金収入	8	
持分法による投資利益	24	
その他	59	521
営業外費用		
支払利息	0	
自己株式取得費用	0	
為替差損	0	
和の金	71	
その他	0	73
経常利益		16,590
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	170	173
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	47	
投資有価証券評価損	10	
投資有価証券償還損	12	85
税金等調整前当期純利益		16,678
法人税、住民税及び事業税	5,031	
法人税等調整額	△447	4,583
当期純利益		12,094
親会社株主に帰属する当期純利益		12,094

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,286	91,138	△2,606	100,519
当期変動額					
剰余金の配当			△5,453		△5,453
親会社株主に帰属する当期純利益			12,094		12,094
自己株式の取得				△3,301	△3,301
自己株式の処分		0		14	14
自己株式の消却		△0	△2,832	2,832	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	3,808	△454	3,353
当期末残高	5,700	6,286	94,947	△3,060	103,872

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,543	△885	1,657	102,176
当期変動額				
剰余金の配当				△5,453
親会社株主に帰属する当期純利益				12,094
自己株式の取得				△3,301
自己株式の処分				14
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,745	220	2,966	2,966
当期変動額合計	2,745	220	2,966	6,320
当期末残高	5,288	△664	4,624	108,497

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社TLP  
株式会社スカイコム  
TKC保安サービス株式会社  
TKCカスタマーサポートサービス株式会社  
株式会社TKC出版

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称  
アイ・モバイル株式会社  
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 1) 満期保有目的の債券  
償却原価法
    - 2) その他有価証券
      - a. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - b. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 2) 製品  
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 3) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 4) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

⑤ 保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③ 未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

① 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

② ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断してお

ります。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③ コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④ オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	336

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

### Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

26,212百万円



## V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(百株)	当連結会計年度増加株式数(百株)	当連結会計年度減少株式数(百株)	当連結会計年度末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	531,664	-	8,650	523,014
合計	531,664	-	8,650	523,014
自己株式				
普通株式	10,192	8,654	8,721	10,125
合計	10,192	8,654	8,721	10,125

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数8,650百株の減少は、自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式における株式数8,654百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得8,650百株、単元未満株式の買取り4百株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数8,721百株の減少は、自己株式の消却8,650百株、役員報酬B I P信託による給付71百株、単元未満株式の売渡し0百株であります。
4. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,967百株を含めております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,879	55.00	令和6年9月30日	令和6年12月23日
令和7年5月14日 取締役会	普通株式	2,574	50.00	令和7年3月31日	令和7年6月16日

- (注) 1. 令和6年12月20日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。
2. 令和7年5月14日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	配当金の原資	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和7年12月19日 定時株主総会	普通株式	3,089	利益剰余金	60.00	令和7年9月30日	令和7年12月22日

(注) 令和7年12月19日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	499	△0
其他有価証券	20,023	20,023	-
(2) 長期預金	21,700	20,795	△904
資産計	42,223	41,318	△904

- (注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額552百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額120百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「（1）投資有価証券 其他有価証券」に含めておりません。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

### レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

### レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

### レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（令和7年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,466	－	－	12,466
社債	－	7,556	－	7,556
資産計	12,466	7,556	－	20,023

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（令和7年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	499	－	499
(2) 長期預金	－	20,795	－	20,795
資産計	－	21,295	－	21,295

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,115円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 234円31銭   |

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、196,700株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、198,648株であります。

## Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## IX 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	18,160	9,845	－	28,006
ソフトウェア売上高	20,586	7,674	－	28,260
コンサルティング収入	7,783	3,698	－	11,481
オフィス機器売上高	5,220	6,347	－	11,567
会計用品売上高	1,076	－	－	1,076
印刷関連サービス収入	－	－	3,083	3,083
外部顧客への売上高	52,827	27,565	3,083	83,476

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,027百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,343百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和7年11月12日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの令和6年10月1日から令和7年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年11月13日

株式会社 T K C 監査役会

常勤監査役	五	十	嵐	康	生	Ⓔ
常勤監査役	岩	井	康	治		Ⓔ
社外監査役	妙	中	茂	樹		Ⓔ
社外監査役	原	田	伸	宏		Ⓔ

以 上



# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地  
 当社栃木本社別館 6階会議室

## 交通

- JR宇都宮線・JR東北新幹線 : JR宇都宮駅下車  
 JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より  
 関東バス「長坂經由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）
- 東武宇都宮線 : 東武宇都宮駅下車  
 「東武宇都宮駅前」バス停より  
 関東バス「長坂經由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。